

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いで済みますが、住民税非課税世帯の方であれば、「認定証」の交付を受けることで、さらにそれ以下の自己負担限度額が適用されます。

なお、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

交付を希望される方は、役場長寿福祉課で申請手続きを行ってください。

※注1 現在「認定証」をお持ちの方も、7月末日までに再度申請が必要です。

※注2 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》印鑑・被保険者証

●問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

赤十字募金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社では毎年4・5月を「社資募集強調月間」とし、自治会を通じて各ご家庭に募金をお願いしました。町民の皆様の温かいご支援により、多くの募金が寄せられましたのでご報告します。

皆様から寄せられました募金は、世界中で人々の生命や健康、尊厳を守る赤十字活動を支えています。

募金総額 1,099,154円

●問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221)

今夏における節電のお願いについて

九州電力(株)は、今夏においては必要最低限の電力は確保できるとの見通しですが、昨夏に比べると電力需給は非常に厳しい状況です。

そのため、7月1日(火)から9月30日(火)の平日(8月13日から15日を除く)の9時～20時(特に電力需要が最も高くなる13時～17時)について、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、無理のない範囲での節電にご協力をお願いします。

役場庁舎などの公共施設においても、エアコンや照明などの節電対策を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、ご家庭で節電を行う際には、熱中症に十分に注意し、無理をせず体調を考えながら取り組んでください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

後期高齢者医療被保険者の方へ

平成26年度の保険料について

平成26年度の保険料は、平成25年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定を行い決定します。「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

(詳細については、通知書に同封されているリーフレットにてご確認ください)

被保険者証の一斉更新を行います

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成26年7月31日までです。

8月1日から使用できる被保険者証(みず色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は平成27年7月31日までの1年間です。

(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」といいます)の有効期限は、平成26年7月31日までです。

すでに「減額認定証」をお持ちの方で、平成26年度の住民税が非課税世帯の方には、新しい「減額認定証」を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

「減額認定証」とは

住民税非課税世帯の方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口に表示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。

なお、新たに交付を希望する場合は、役場長寿福祉課で申請手続きが必要になります。

《申請に必要なもの》印鑑・被保険者証

●問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

国民年金の保険料免除申請の受付を随時行っています

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の全額、または一部が免除となる場合があります。免除される期間は、申請した年度の7月分から翌年の6月分までの1年間となっていますので、利用希望の方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、この制度を活用してください。

また、学生や30歳未満の方は、保険料の納付猶予制度もありますので詳しいことは下記にお問い合わせください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

浄化槽設置整備について

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。

現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

■補助金額	5人槽	600,000円
	7人槽	840,000円
	10人槽	1,200,000円

農業集落排水事業について

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで112戸、土佐井地区は平成16年4月から137戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、できるだけ早く町指定の「指定工事店」の施工で接続をお願いします。

また、最近タオルなどの異物が施設に流入し、正常な運転に支障をきたす事故が続けて発生しました。適正な利用についてご協力をお願いします。

●問い合わせ先
建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

コンポスト等生ごみ処理容器 購入補助金のお知らせ

生ごみの減量化を推進し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として、一般家庭がコンポストなど生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を助成しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

■補助金額 購入金額の2分の1
ただし、電動のものは上限額15,000円(1世帯1台)、非電動のものは上限額3,000円(1世帯2台まで)

■今年度予算額 100,000円
※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

7月21日(月/海の日)は可燃ごみの収集を行います

当日、清掃センターは通常どおり業務を行っており、直接搬入する場合の受入れ時間は午前8時30分から午後4時30分までです。



●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)
豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

私たちの身の回りには、依然として差別が存在しています。

なかでも同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるという重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」人として誰もが持つこころしい願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として、全ての人に保障されています。

この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力で、誰もが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

○ 期間中の主な行事

福岡県同和問題講演会

期	日	時間
期	日	7月19日(土) 13:30~16:00
会	場	クローバープラザ大ホール 春日市原町3丁目1-7
		●第1部:博多にわか 演題『人権にわか』 深川 弘輝氏(素人にわか劇団「深川一座」団員)
		●第2部:映画 『菜の花』
		●第3部:講演会 『子どもたちに学んだ人権』 講師:林 由紀子氏(毎日新聞 大阪社会部記者)

啓発講演会 同和問題に対する講演会を実施します。 入場無料でどなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

期	日	時間	期	日	時間
期	日	7月19日(土) 13:00~	期	日	7月20日(日) 13:00~
テ	マ	講演会「橋はかかる～被差別部落に生まれ育って～」	テ	マ	第1部 13:00~ 講演会「ぬくもりを感じて」
					徳島県人権エンタメ集団『友輝(ゆうき)』
					中倉 茂樹さん
講	師	猿まわし師 村崎 太郎さん			第2部 15:00~ 識字学級・センター教室・ふれあい教室発表会
場	所	豊前市市民会館 大ホール	場	所	築上町文化会館「コマーレ」大ホール
●	問い合わせ先	住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)	●	問い合わせ先	住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)
		福岡県人権啓発情報センター TEL 092-584-1271			